

認定薬局について ご質問・ご意見

	種別	内容	回答
1	認定薬局である旨等の掲示について	地域連携薬局である旨の掲示のフォーマットは存在するか。（健康サポート薬局は日薬作成のロゴマークあり）	決められたフォーマットはありません。地域連携薬局であることや地域連携薬局の機能について、府民にわかりやすい掲示をお願いします。
2	無菌製剤処理を実施できる体制について	無菌製剤処理施設の共同利用は泉州地区であれば認められるか。	共同利用に関しては、泉州地区とする縛りはなく、無菌調剤に支障がなければ認められます。
3		府においては、調剤室に簡易型のクリーンベンチの設置でも認められるか。 和歌山県の会営薬局では認められている。	クリーンベンチ又は安全キャビネットであれば認めています。設備の適切な使用及び管理にご留意いただき、無菌性が担保された環境で調剤が行われるようお願いします。
4	地域包括ケアシステムの構築に資する会議	行政主催の地域包括ケアに関する会議はあるか。また、該当する会議をどのように探せば良いか。	市町村及び地域包括支援センターにおいて取り組まれています。なお、地域包括支援センターの連絡先等は次のURLを参考にしてください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/tiikihoukatusien/index.html
5	地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡できる体制	当初から最もネックとなっている、医師への報告実績について、報告件数（報告書の枚数）が月平均30回となっているが、処方箋の受付枚数が各薬局で異なるため、その条件を満たしやすい薬局とそうでない薬局との差が大きく出ると考えられる。 薬局の実情に合わせた制度の検討が必要であると考えます。	ご意見として賜りました。